

仕 様 書 番 号
GW-CG-N200001C
作成 平成10年 3月26日 変更 平成23年 3月 3日
補 給 統 制 本 部

小火器用木製部品素材共通仕様書

小火器用木製部品素材共通仕様書

目 次

1	総則	1
1.1	適用範囲	1
1.2	用語及び定義	1
1.3	引用文書	1
2	製品に関する要求	1
2.1	一般的要求事項	1
2.2	材料	1
2.3	乾燥方法	2
2.4	構造・形状・寸法	2
2.5	外観	2
3	品質保証	2
3.1	試験方法	2
3.2	監督・検査	2
4	出荷条件	2
5	その他の指示	3
5.1	保証期間	3
5.2	無償貸付品・官給品	3
5.3	承認用図面	3
5.4	提出書類	3
5.5	その他	3
附属書 A (規定)	乾燥方法及び試験方法	4

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
小火器用木製部品素材共通仕様書	GW-CG-N200001C	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	平成10年 3月26日
	変 更	平成23年 3月 3日
作成部隊等名	補 給 統 制 本 部	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する、銃床、床尾、木被その他小火器用木製部品に使用する各種板材及び荒木取材（以下，“素材”という。）に関する共通事項について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001の1.2による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格等

J I S Z 2 1 0 1 木材の試験方法

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

素材は、附属書Aに示す各試験に合格するものとする。

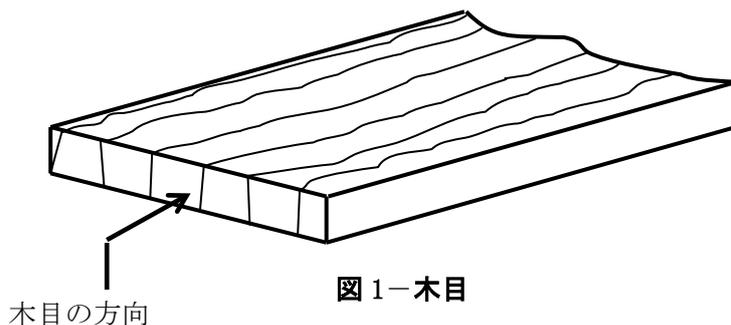
2.2 材料

材料は、次による。

a) 材料は、寒冷地産のクルミ、カバ、サクラ、ブナ又はこれと同等以上の良樹種とし、使用目的によって指定されたものを選ぶものとする。

b) 木目は、図1によって、その真直度良好でかつ断面に対し対角線状であるものとする。

なお、銃床材にあっては、木目は床尾及び前端それぞれの中心を結ぶ線にほぼ平行であるものとする。



c) 材料には、カビ、菌類、その他変質の端緒となる徴候のないこと。

2.3 乾燥方法

乾燥方法は、**附属書A**に示す方法又はこれと同等以上の乾燥方法（**附属書A**に示す各試験において好結果をもたらす方法）とする。

2.4 構造・形状・寸法

構造、形状及び寸法は、製造される部品の構造、形状及び寸法に応じて契約の相手方が定めるものとする。

なお、細部については、承認図面による。

2.5 外観

外観は、**表1**に規定する素材欠陥基準表によるほか、われ、きず、まくれ、ねじれ、たわみ、蜂の巣、腐れ及び乾燥による使用上有害な欠点、塗装むらなどがなく、仕上げ良好でなければならない。

表1—素材欠陥基準表

欠陥の種類	許容する欠陥の大きさ及び欠陥数	補修要領
節	1 直径 5 mm 以内 2 2 箇所以内 ただし、針節は5 箇所以内	死節は埋木をするか又は樹脂で埋める。
皮の巻き込み	1 幅 3 mm 以内 長さ 50 mm 以内 2 3 箇所以内	—
虫喰い穴	1 直径 4 mm 以内 2 5 箇所以内	穴をよく手入し埋木をするか又は樹脂で埋める。

3 品質保証

3.1 試験方法

試験方法は、**附属書A**による。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、次によるほか、契約担当官等（以下、“担当官”という。）が定める監督・検査実施要領による。

a) **ロット基準** 1ロットは、同時に同一蒸気乾燥炉などにおいて乾燥した同一樹種の製品用素材全部をもって構成する。

b) **判定基準** 判定基準は、**表2**による。

表2—判定基準

試験方法	判定基準
含水率試験	含水率（ u ）は15 %以内とする。
表皮硬化試験	曲がり率（ β ）は5 %以内とする。

4 出荷条件

出荷条件は、**GLT-CG-Z000001**の箇条4によるほか、包装は商慣習による。

5 その他の指示

5.1 保証期間

保証期間は、契約に当たり個別仕様書等において別に定める場合を除き、受領検査合格のときから1年とする。

5.2 無償貸付品・官給品

製作に必要な装備品等の無償貸付品及び官給品については、GLT-CG-Z000001の箇条5による。

5.3 承認用図面

契約の相手方は、2.4に基づき契約後速やかに承認用図面を作成し、担当官の承認を受けるものとする。

なお、作成及び提出の要領は、GLT-CG-Z000001の箇条6による。

5.4 提出書類

提出書類は、表3とする。

表3—提出書類

品名	数量	提出先	注記
各種試験成績書	a)	a)	—
注 ^{a)} 数量及び提出先は、調達要領指定書による。			

5.5 その他

a) 工業所有権に関する注意については、GLT-CG-Z000001の8.1による。

b) 官側の資料使用に関する注意については、GLT-CG-Z000001の8.2による。

c) 契約の相手方は、検査に必要な資料を官側の要求によって閲覧に供するものとする。

d) 契約の相手方は、この仕様書に疑義を生じた場合には、担当官の指示を受けるものとする。

附属書 A (規定) 乾燥方法及び試験方法

A.1 適用範囲

この附属書は、本体 2.3 及び 3.1 に基づき、乾燥方法及び試験方法について規定する。

A.2 乾燥方法

乾燥方法は、次による。

A.2.1 乾燥前作業

乾燥前の作業として、素材に小口塗りを施すものとし、次に示す 2 法を標準とする。

なお、数量はいずれも重量比を示すものとする。

a) 常温侵漬小口塗り（充填硬化光沢油処理法）

生石灰	8
樹脂	100
酒精	57.5

以上を混合した後重晶石 (Braytes) 25、けい酸マグネシウム 25 を加えよく混合するものとする。

b) 高温侵漬小口塗り（樹脂及びピッチ法）

樹脂	3
コールタール	7

（融点 74℃～100℃のものとする。）

A.2.2 乾燥作業

乾燥作業は、次の手順を標準とする。

- a) 蒸煮 24 時間以上
- b) 蒸気乾燥 2 週間以上
- c) 自然乾燥 3 箇月以上

A.2.3 蒸気乾燥条件

A.2.2 b) の蒸気乾燥において、乾燥後の欠陥を防止するのに適切な標準乾燥条件は表 A.1 とする。

なお、蒸気乾燥終了直後の含水率を 8%～10% とする。

表 A.1—標準乾燥条件

乾燥度 %	乾燥条件		注 記
	温度 ℃	相対湿度 %	
水分 40 以上	51.7	85	乾燥度の保存時間は、 表皮硬化試験結果に 関連して定める。
〃 40	54.4	78	
〃 30	57.2	70	
〃 25	60.0	65	
〃 20	62.8	55	
〃 15	65.6	45	
〃 10	68.4	30	

A.3 試験方法

試験方法は、次による。

A.3.1 試験用素材

試験用素材は、A.2 で一度含水率10%以下に乾燥され良好に保存されたもので、かつ含水率試験時における含水率は15%以内とするほか、JIS Z 2101の3.3に示す試験材の標準状態を標準とする。

A.3.2 試験用試料

試験用試料は、試験用素材から図A.1に示す各試料を採取する。

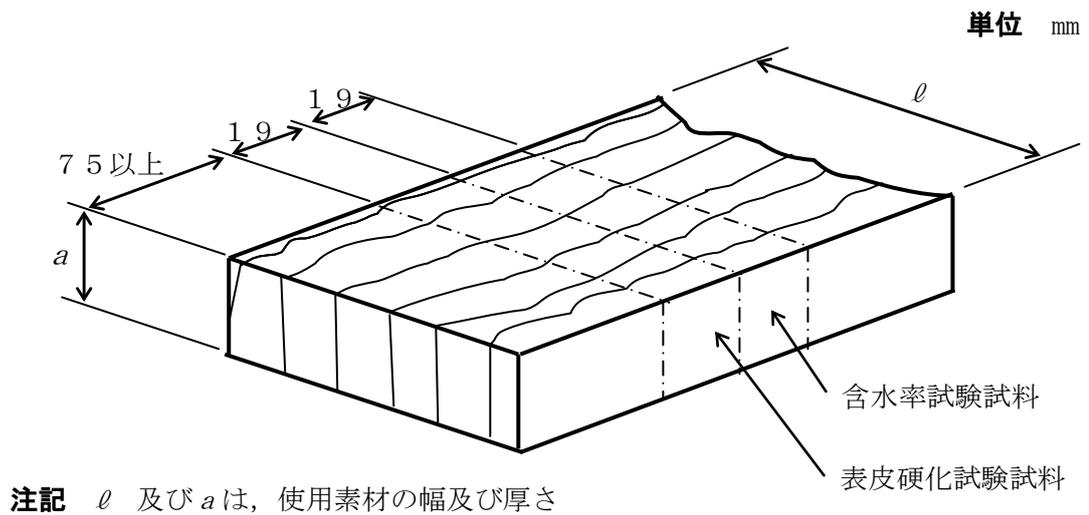


図 A.1—試験用試料

a) 含水率試験試料は、図A.2を標準とする。

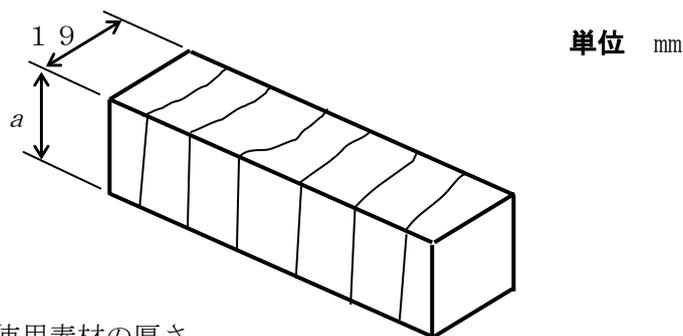
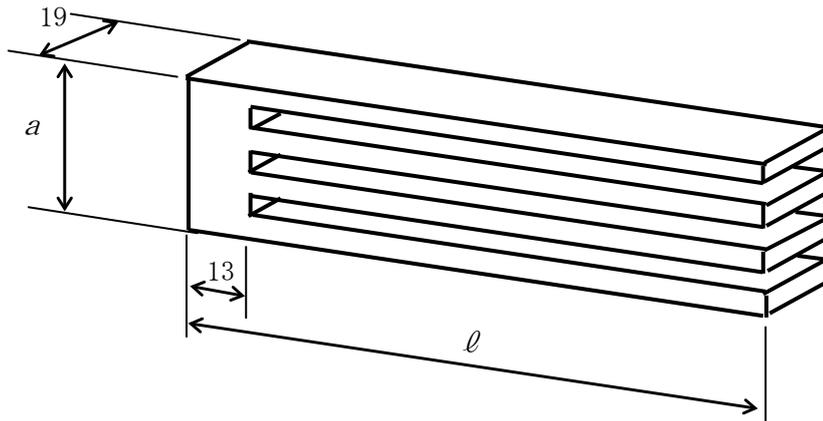


図 A.2—含水率試験試料

b) 表皮硬化試験試料は、図A.3を標準とし、図A.1で採取した試験用試料の一端に約1.3 mmの実体部を残し、幅広面に平行にのこびきし7本の同じ幅の舌状部に切り、両面から各2本目並びに中央の舌状部はこれを削り去り4本の舌状部を残すものとする。

単位 mm



注記 l 及び a は、試料の幅及び厚さ

図 A. 3—表皮硬化試験試料

A. 3. 3 含水率試験

含水率試験は、図 A. 2 で示す試料から“むしれ”その他剥離し易い部分を除去して、その質量を 0.1 % の精度をもって計測し、さらにこれを 100 °C ~ 105 °C の炉内において質量が一定になるまで乾燥する。このときの質量を同一精度を以て計測する。

なお、含水率は、次式によって計算する。

$$u = \frac{m_1 - m_2}{m_2} \times 100$$

ここに、 u : 含水率 (%)

m_1 : 乾燥前の質量 (g)

m_2 : 乾燥後の質量 (g)

A. 3. 4 表皮硬化試験

表皮硬化試験は、図 A. 3 で示す試料を 24 時間以上室温に保ち、さらに舌状部の曲りが進行しなくなるまで持続して（この総時間は最初から概ね 48 時間以内である。）、曲りが釣合状態に達した後、図 A. 4 で示す外側舌状側の内側または外側への曲り幅を 0.1 % の精度で計測し、次式をもって曲り率とする。

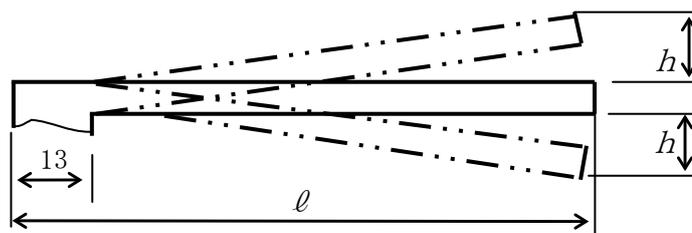
$$\beta = \frac{h}{l} \times 100$$

ここに、 β : 曲がり率 (%)

h : 試料の曲がり幅 (mm)

l : 試料の幅 (mm)

単位 mm



注記 l は試料の幅及び厚さ， h は舌状部の曲がり幅

図 A. 4—表皮硬化試験

A. 4 その他の試験

取得素材の樹種の状況，又は使用目的の必要性に応じて，収縮率測定，吸水性，各圧縮，各引張，曲げ，せん断強さ，割裂抵抗，衝撃曲げ強さ，各硬さ及びクリープの各試験の一部を行うことがある。

A. 5 J I S 試験法の適用

この附属書に明示していない事項は，J I S Z 2 1 0 1 を適用するものとする。